

電気料金プラン約款【グリーンエコプラン（再エネでんき）】【グリーンエコプラン（再エネでんき）C】【グリーンエコプラン（再エネでんき）動力】の新旧対照表

	(新) 電気料金プラン約款 (2025年1月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)
名 称	電気料金プラン約款 【グリーンエコプラン（再エネでんき）】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）C】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）動力】	電気料金プラン約款 【グリーンエコプラン（再エネでんき）】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）C】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）動力】
1 実施期日	電気料金プラン約款は、 <u>2025年1月1日</u> より実施いたします。	電気料金プラン約款は、 <u>2024年4月1日</u> より実施いたします。
3 契約種別	<p>(1) グリーンエコプラン(再エネでんき)</p> <p>イ 適用条件</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。</p> <p>ニ 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって</p>	<p>(1) グリーンエコプラン(再エネでんき)</p> <p>イ 適用条件</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。</p> <p>ニ 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって</p>

(新) 電気料金プラン約款 (2025年1月1日実施)

算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。

b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。

(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	963 円 42 銭
契約電流 15 アンペア	
契約電流 20 アンペア	
契約電流 30 アンペア	
契約電流 40 アンペア	1,131 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,452 円 70 銭
契約電流 60 アンペア	1,773 円 84 銭

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

120 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 38 銭
120 キロワット時をこえ	27 円 52 銭
200 キロワット時までの1キロワット時につき	
200 キロワット時をこえ	27 円 54 銭
250 キロワット時までの1キロワット時につき	
250 キロワット時をこえ	27 円 56 銭
300 キロワット時までの1キロワット時につき	
300 キロワット時をこえ	28 円 79 銭
350 キロワット時までの1キロワット時につき	
350 キロワット時をこえ	29 円 32 銭
400 キロワット時までの1キロワット時につき	
400 キロワット時をこえ	29 円 93 銭
500 キロワット時までの1キロワット時につき	
500 キロワット時をこえ	30 円 76 銭
700 キロワット時までの1キロワット時につき	

(旧) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)

算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。

b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。

(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	963 円 42 銭
契約電流 15 アンペア	
契約電流 20 アンペア	
契約電流 30 アンペア	
契約電流 40 アンペア	1,131 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,452 円 70 銭
契約電流 60 アンペア	1,773 円 84 銭

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

120 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 38 銭
120 キロワット時をこえ	27 円 52 銭
200 キロワット時までの1キロワット時につき	
200 キロワット時をこえ	27 円 54 銭
250 キロワット時までの1キロワット時につき	
250 キロワット時をこえ	27 円 56 銭
300 キロワット時までの1キロワット時につき	
300 キロワット時をこえ	28 円 79 銭
350 キロワット時までの1キロワット時につき	
350 キロワット時をこえ	29 円 32 銭
400 キロワット時までの1キロワット時につき	
400 キロワット時をこえ	29 円 93 銭
500 キロワット時までの1キロワット時につき	
500 キロワット時をこえ	30 円 76 銭
700 キロワット時までの1キロワット時につき	

		(新) 電気料金プラン約款 (2025年1月1日実施)		(旧) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)	
		700キロワット時をこえ 1,000キロワット時までの1キロワット時につき	30円78銭	700キロワット時をこえ 1,000キロワット時までの1キロワット時につき	30円78銭
		1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円80銭	1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円80銭
	b 40アンペア以上			b 40アンペア以上	
		120キロワット時までの1キロワット時につき	23円38銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	23円38銭
		120キロワット時をこえ 200キロワット時までの1キロワット時につき	27円82銭	120キロワット時をこえ 200キロワット時までの1キロワット時につき	27円82銭
		200キロワット時をこえ 250キロワット時までの1キロワット時につき	27円84銭	200キロワット時をこえ 250キロワット時までの1キロワット時につき	27円84銭
		250キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円86銭	250キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円86銭
		300キロワット時をこえ 350キロワット時までの1キロワット時につき	28円79銭	300キロワット時をこえ 350キロワット時までの1キロワット時につき	28円79銭
		350キロワット時をこえ 400キロワット時までの1キロワット時につき	29円32銭	350キロワット時をこえ 400キロワット時までの1キロワット時につき	29円32銭
		400キロワット時をこえ 500キロワット時までの1キロワット時につき	29円93銭	400キロワット時をこえ 500キロワット時までの1キロワット時につき	29円93銭
		500キロワット時をこえ 700キロワット時までの1キロワット時につき	30円76銭	500キロワット時をこえ 700キロワット時までの1キロワット時につき	30円76銭
		700キロワット時をこえ 1,000キロワット時までの1キロワット時につき	30円78銭	700キロワット時をこえ 1,000キロワット時までの1キロワット時につき	30円78銭
		1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円80銭	1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円80銭
	ホ 電源構成の特性に関する注記			ホ 電源構成の特性に関する注記	
		<p>当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気（固定価格買取制度を利用して買い取られた再生可能エネルギー電気（以下、「FIT電気」といいます。）を含みます。）で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。</p> <p>ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p>当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p>		<p>当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気（固定価格買取制度を利用して買い取られた再生可能エネルギー電気（以下、「FIT電気」といいます。）を含みます。）で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。</p> <p>ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p>当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p>	
	へ お申込みの中止			へ お申込みの中止	
		<p>当社は、電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、当プランのお申込みをお断りすることがあります。</p>		<p>当社は、電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、当プランのお申込みをお断りすることがあります。</p>	
	(2) グリーンエコプラン(再エネでんき)C			(2) グリーンエコプラン(再エネでんき)C	
	イ 適用条件			イ 適用条件	
		<p>電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p>		<p>電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p>	
	(イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未			(イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未	

	(新) 電気料金プラン約款 (2025年1月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)
	<p>満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>□ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。</p> <p>二 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）</p> $= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$	<p>満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p>□ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。</p> <p>二 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）</p> $= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$

	(新) 電気料金プラン約款 (2025年1月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)																																																																										
	<p>(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="736 317 1546 409"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321 円 14 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの</td> </tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="736 541 1546 1360"> <tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>23 円 38 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ</td><td>27 円 82 銭</td></tr> <tr><td>300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>300 キロワット時をこえ</td><td>29 円 18 銭</td></tr> <tr><td>500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>500 キロワット時をこえ</td><td>29 円 22 銭</td></tr> <tr><td>700 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>700 キロワット時をこえ</td><td>29 円 25 銭</td></tr> <tr><td>1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,000 キロワット時をこえ</td><td>29 円 29 銭</td></tr> <tr><td>1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,500 キロワット時をこえ</td><td>29 円 33 銭</td></tr> <tr><td>2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>2,000 キロワット時をこえ</td><td>29 円 35 銭</td></tr> <tr><td>3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>3,000 キロワット時をこえ</td><td>29 円 37 銭</td></tr> <tr><td>5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>29 円 39 銭</td></tr> </table> <p>ホ 電源構成の特性に関する注記 当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気 (FIT電気を含みます。) で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。 ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。 当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>ヘ お申込みの中止 電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p> <p>(3) グリーンエコプラン(再エネでんき)動力</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321 円 14 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 38 銭	120 キロワット時をこえ	27 円 82 銭	300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		300 キロワット時をこえ	29 円 18 銭	500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		500 キロワット時をこえ	29 円 22 銭	700 キロワット時までの 1 キロワット時につき		700 キロワット時をこえ	29 円 25 銭	1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		1,000 キロワット時をこえ	29 円 29 銭	1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		1,500 キロワット時をこえ	29 円 33 銭	2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		2,000 キロワット時をこえ	29 円 35 銭	3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		3,000 キロワット時をこえ	29 円 37 銭	5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 39 銭	<p>(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1923 317 2733 409"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321 円 14 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの</td> </tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1923 541 2733 1360"> <tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>23 円 38 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ</td><td>27 円 82 銭</td></tr> <tr><td>300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>300 キロワット時をこえ</td><td>29 円 18 銭</td></tr> <tr><td>500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>500 キロワット時をこえ</td><td>29 円 22 銭</td></tr> <tr><td>700 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>700 キロワット時をこえ</td><td>29 円 25 銭</td></tr> <tr><td>1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,000 キロワット時をこえ</td><td>29 円 29 銭</td></tr> <tr><td>1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,500 キロワット時をこえ</td><td>29 円 33 銭</td></tr> <tr><td>2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>2,000 キロワット時をこえ</td><td>29 円 35 銭</td></tr> <tr><td>3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>3,000 キロワット時をこえ</td><td>29 円 37 銭</td></tr> <tr><td>5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>29 円 39 銭</td></tr> </table> <p>ホ 電源構成の特性に関する注記 当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気 (FIT電気を含みます。) で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。 ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。 当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>ヘ お申込みの中止 電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p> <p>(3) グリーンエコプラン(再エネでんき)動力</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321 円 14 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 38 銭	120 キロワット時をこえ	27 円 82 銭	300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		300 キロワット時をこえ	29 円 18 銭	500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		500 キロワット時をこえ	29 円 22 銭	700 キロワット時までの 1 キロワット時につき		700 キロワット時をこえ	29 円 25 銭	1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		1,000 キロワット時をこえ	29 円 29 銭	1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		1,500 キロワット時をこえ	29 円 33 銭	2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		2,000 キロワット時をこえ	29 円 35 銭	3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		3,000 キロワット時をこえ	29 円 37 銭	5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 39 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321 円 14 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの																																																																												
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 38 銭																																																																											
120 キロワット時をこえ	27 円 82 銭																																																																											
300 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
300 キロワット時をこえ	29 円 18 銭																																																																											
500 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
500 キロワット時をこえ	29 円 22 銭																																																																											
700 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
700 キロワット時をこえ	29 円 25 銭																																																																											
1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
1,000 キロワット時をこえ	29 円 29 銭																																																																											
1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
1,500 キロワット時をこえ	29 円 33 銭																																																																											
2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
2,000 キロワット時をこえ	29 円 35 銭																																																																											
3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
3,000 キロワット時をこえ	29 円 37 銭																																																																											
5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 39 銭																																																																											
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321 円 14 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの																																																																												
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 38 銭																																																																											
120 キロワット時をこえ	27 円 82 銭																																																																											
300 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
300 キロワット時をこえ	29 円 18 銭																																																																											
500 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
500 キロワット時をこえ	29 円 22 銭																																																																											
700 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
700 キロワット時をこえ	29 円 25 銭																																																																											
1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
1,000 キロワット時をこえ	29 円 29 銭																																																																											
1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
1,500 キロワット時をこえ	29 円 33 銭																																																																											
2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
2,000 キロワット時をこえ	29 円 35 銭																																																																											
3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
3,000 キロワット時をこえ	29 円 37 銭																																																																											
5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき																																																																												
5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 39 銭																																																																											

	(新) 電気料金プラン約款 (2025年1月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)
	<p>イ 適用条件</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット未満であって、かつ、契約電流または契約容量と(イ)の契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等がお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(ハ) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用しないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>(イ) 契約電力は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約電力を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めるときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。</p> <p>なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電力の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>二 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に</p>	<p>イ 適用条件</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット未満であって、かつ、契約電流または契約容量と(イ)の契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等がお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(ハ) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用しないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>(イ) 契約電力は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約電力を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めるときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。</p> <p>なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電力の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>二 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に</p>

	(新) 電気料金プラン約款 (2025年1月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)																
	<p>よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) =電気料金 × 消費税率 ÷ (1+消費税率)</p> <p>(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,143円94銭</td> </tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>19円03銭</td> <td>17円49銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 電源構成の特性に関する注記 当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気 (FIT電気を含みます。) で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。 ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。 当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>ヘ お申込みの中止 電源構成特性での供給余力の範囲を超えられられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p>	契約電力1キロワットにつき	1,143円94銭		夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	19円03銭	17円49銭	<p>よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) =電気料金 × 消費税率 ÷ (1+消費税率)</p> <p>(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,143円94銭</td> </tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>19円03銭</td> <td>17円49銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 電源構成の特性に関する注記 当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気 (FIT電気を含みます。) で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。 ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。 当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>ヘ お申込みの中止 電源構成特性での供給余力の範囲を超えられられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p>	契約電力1キロワットにつき	1,143円94銭		夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	19円03銭	17円49銭
契約電力1キロワットにつき	1,143円94銭																	
	夏季料金	その他季料金																
1キロワット時につき	19円03銭	17円49銭																
契約電力1キロワットにつき	1,143円94銭																	
	夏季料金	その他季料金																
1キロワット時につき	19円03銭	17円49銭																
4 日割計算	<p>電気需給約款 14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が 1 か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。</p> <p>(1) 基本料金は、別紙 4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。</p> <p>(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙 4 (日割計算の基本算式) (2)により日割計算をいたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が 1 か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。</p> <p>(1) 基本料金は、別紙 4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。</p> <p>(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙 4 (日割計算の基本算式) (2)により日割計算をいたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>																